

「水道フェスタ2026及びウォッピー工作会企画運営等業務」企画提案説明書

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会

1 はじめに

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下「サービス協会」という。）では、水道事業が市民にとって親しみやすく、身近な存在となるように普及宣伝活動に取り組んでいます。

本業務はその一環として、主に将来の札幌市を支える子ども世代を対象に、各種イベントを通じ、「直接見たり触れたりすることで水道事業に興味を持つてもらい、水の大切さや水道に対する理解を深めてもらうこと」を目的として当サービス協会が実施するものです。

2 提案企画について

本業務は、以下(1)び(2)に掲げる、大型イベントである「水道フェスタ2026」及び複数回実施する「ウォッピー工作会」に係る企画運営等を一括して委託するのですが、その全てにおいて、上記の目的を踏まえつつ、従来の企画にとらわれない斬新な発想により、各種イベントの開催内容・運営方法についてご提案ください。

（※各イベントの内容詳細は、企画提案仕様書による。）

(1) 水道フェスタ2026

ア 目 的

2日間にわたる大型イベントの開催により、水道記念館への来館を促し、水道や水資源の大切さに興味を持つてもらうと共に、水道事業に対する理解と関心を深め、親しみを感じてもらうことを目的として実施する。

イ 概 要

- ・ 実施時期：令和8年6月20日(土) 午前9時30分から午後4時00分まで
令和8年6月21日(日) 午前9時30分から午後4時00分まで
(実施日等の詳細は協議の上決定する)
- ・ 会 場：札幌市水道記念館及び前庭（札幌市中央区伏見4丁目）

(2) ウォッピー工作会

ア 目 的

水道水や水道局公式キャラクターである「ウォッピー」を題材とすることで、子どもたちが楽しみながら、水道事業への理解・関心を高めることを目的として実施する。

イ 概 要

・実施期間：契約書に示す委託期間の初日から令和8年11月15日の水道記念館開館期間内に合計10日以上実施する。ただし、実施日は原則として、土曜、日曜及び祝日のいずれかとし、「水道フェスタ2026」の開催期間中は実施しない。

(実施日等の詳細は協議の上決定する)

・会 場：水道記念館内(地下1階ガイダンスルーム等)

ウ 過去の製作品例

水道メータのガラスを使用したキーホルダー、万華鏡、ウォッピー風鈴、スノードームなど

3 委託費（契約限度額）

7,266,000円（税込）以内

(参考内訳：水道フェスタ2026 5,816,000円、ウォッピー工作会 1,450,000円)

- (1) 見積書（内訳付き）を企画提案書に添付すること。
- (2) 見積額が委託費を超過する場合は、企画案を不採用とする。
- (3) 見積書は委託費内で受託できることを確認するためのみに使用するものであり、見積金額については企画競争の審査対象外とする。
- (4) 契約候補者に選定された際には、業務委託契約を締結するため、再度正式な見積書を提出すること。

4 企画提案書等の提出

(1) 書類

ア 企画競争参加意向申出書(別紙1) 正本1部

イ 企画提案書(業務内容のすべてを網羅したもの) 正本1部、副本4部

ウ 参考見積書(イベントごとの費用の内訳を記したもの)正本1部、副本4部

- ※ 企画提案書は冊子形態(A4判)で書式は自由とする。
- ※ 企画提案書及び参考見積書は、正本のみ表紙に社名を記載し、副本について
は、企画競争の参加者(以下「提案者」という。)を特定できるようなもの(社
名・ロゴ・個人名等)を記載しないこと。

(2) 提出先

札幌市水道記念館 1階事務室

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留)により提出すること。

なお、持参による提出は、9時30分～16時00分を受付時間とする。

(4) 提出期限

企画競争参加意向申出書

令和8年2月20日(金) 16時(必着)

企画提案書・参考見積書

令和8年2月27日(金) 16時(必着)

5 契約候補者の選定

(1) 選定方法

全ての提案者を対象に審査を実施し、最も優れた提案を行った者を契約候補者として選定する。なお、提案者が1者であっても、審査の結果、最低評価基準点を上回った場合、契約候補者として選定する。

ア 審査実施日

令和8年3月上旬

イ 審査実施場所

札幌市水道記念館 3階会議室

ウ 審査方法

別紙2 「企画競争審査要領」のとおり

(2) 審査結果の通知

提案者全員に対し、E-Mail又は郵送により結果を通知する。

6 留意事項

- (1) 企画競争への参加に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類への虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合のほか、契約の相手方として不適切と判断される場合は失格とし、契約の相手方としないことがある。
- (5) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではない。業務及び契約の内容等は、サービス協会と契約候補者が協議を通じて決定するものとする。

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会

住 所 札幌市中央区伏見4丁目

(札幌市水道記念館)

担当 榎 本

TEL 011-561-8928 FAX 011-532-3327